

**全労連第 33 回定期大会
【第 1 号議案】**

**2026 年秋季年末闘争方針
（第一次案）**

全国労働組合総連合

はじめに

2026 年秋季年末闘争は、全労連第 33 回定期大会の運動方針の具体化を中心にすすめます。すべてのたたかいに組織を強く大きくすること、ジェンダー平等実現、国際連帯を位置づけ、①「戦争する国にさせない、憲法を絶対に守り抜くこと」、②「参加とボトムアップによるたたかう組織になること」、③「対話と学びあいの実践で仲間増やしを必ず成功させること」この 3 点を大方針として確認しました。

26 秋闘では、改憲阻止、大幅賃上げの実現、最低賃金全国一律の実現、労働基準法の改悪阻止と安定した雇用実現、非正規労働者の格差是正や待遇と雇用改善など、柱の要求実現のたたかいのなかで、「対話と学びあい」で仲間を増やし、要求実現を図る」実践をつくります。そして、何としても組織強化・拡大の流れのなかで、27 国民春闘を迎えられるよう具体化を図ります。

政府は、改憲と軍拡による「戦争準備」の動きを緩めていません。「2027 年春の自民党大会を改憲発議の見通しを持って迎える」とした高市首相の目標は取り下げられていません。6 月 19 日には、憲法改正の手続きなどを定めた国民投票法改正案が、衆院本会議で与党や中道改革連合などの賛成多数で可決され、参議院での審議がはじまっています。

一方、労働者の生活は、4 年連続となる実質賃金の低下に見られるように厳しさを増しています。物価高騰が激しさを増しています。26 国民春闘では、30 年ぶりの高い水準を引き出した昨年の春闘を維持する賃上げをつくりあげました。特に、医療や介護、障害福祉、保育、学童保育などのケア労働者の賃上げは、昨年の 25 秋闘で全労連が開始した「ケア労働者の大幅賃上げアクション」のたたかいもあり、昨年を大きく上回る 5 桁の賃上げを実現させ前進させることができました。しかし、最低賃金の 2026 年改定審議では、政府が 2020 年代に 1,500 円とした目標を 2030 年代早期にと先送りし、審議に大ブレーキをかける事態のなかで審議が行われています。

高市政権は、「定額働かせ放題」といわれる裁量労働制の適用業務の拡大しようと躍起です。ナショナルセンターの枠を超えた労働組合の結集で、裁量労働制の適用拡大を止め、さらには廃止を実現させます。また、変形労働時間制の緩和などによる長時間労働を合法化、デロゲーションの容易化・労基法の解体を許さず、法制度の規制強化で労働者保護の政策を政府に要求していきます。自民党は、労働基準監督署の時短指導の見直しを提言するなど、労働基準監督署を長時間労働推進の支援機関に変質させようとしています。労基署が長時間労働根絶・労働時間短縮政策のいっそうの推進を実行できる行政機関になるよう拡充を求めています。

26 秋闘でも、「全労連運動の新たな飛躍提言」（2024 年 7 月、第 32 回定期大会確認）でかかげた 90 万人組合員の力の発揮に向けて「組合員の自覚的・主体的な参加による強い組織の構築」を中心テーマに据えて、「組織強化・拡大」を図り、26 国民春闘につなげることを主眼にすすめます。一つは、組合員や労働者の「対話と学びあい」を全労連運動の文化にすること、二つには、「たたかう労働組合のバージョンアップ」（仲間増やし／スト復権／統一闘争）を図ること、三つ目は、「ジェンダー平等の推進」と「最低規制の強化」推進をめざし、非正規労働者、女性労働者、若者などの当事者の組織化に全力をあげます。

「対話と学びあい」推進で仲間を増やし、27 国民春闘につなぐ三つの重点方針

前述したように、26 秋闘は、改憲阻止、大幅賃上げなどのたたかいのなかで、「対話と学びあい」で仲間を増やし、要求実現を図る」実践をつくり、何としても組織強化・拡大の流れのなかで、27 国民春闘を迎えられるよう具体化を図ります。「対話と学びあい」推進で仲間を増やし、27 国民春闘につなぐ三つの重点方針を提起します。

（1）「全組合員との対話」 改憲勢力から平和憲法を守り、憲法改悪阻止するために

「あなたのいまの要求は何ですか」「憲法とつながっていませんか」「どうしたら実現できますか」

26 秋闘、27 春闘では、賃上げなどの要求とともに「改憲阻止」の要求をかかげ、ストライキに立ちあがります。公務単産でも、労働基本権の回復のたたかいを強めつつ、ストライキ権を確立

させ、全組合員が職場・地域から総決起することを提起します。

定期大会方針で改憲阻止のためのストライキを提起して以来、さまざまな議論がされています。「労働組合としてストライキに立ちあがることは最も必要なこと」という意見がある一方、「ストライキなどしたことがない」、「政治ストは禁止ではないか」、「公務単産ではストライキが禁止されていてどうしたらいいのか」、「いま職場の認識では難しい」、「全労連だけのストでは、影響力をつくれぬ。別な方法がいいのでは」など、「改憲を止めるためのストライキは難しい」という意見が多数を占めているように思います。

26 秋闘では、賃上げなどの経済要求とともに「改憲阻止」の要求をにかけてストライキに立ちあがれるように議論を丁寧に尽くすこととします。その具体化として、「全組合員との対話（話しあい、1 対 1）」をそれぞれの役員が総力をあげて行うことを提起します。「あなたのいまの要求は何ですか」「憲法とつながっていませんか」「どうしたら実現できますか」などをまずは聞くところから対話を始めます。全労連は、加盟単産・地方組織とオンライン懇談を行います。加盟単産・地方組織は、その全加盟組織と懇談します。そして、職場では役員がすべての組合員と対話・懇談し、26 秋闘、27 春闘でかけざる要求はもとより、改憲を止めるために何ができるかの話しあいを行います。また、仲間を増やすことの意義と実践について話しあうことを提起します。（労働者と労働者の対話をつくる）

ストライキ戦術等は、議論と合意形成の状況を良く判断し、2027 年 1 月の第 69 回評議員会で 27 春闘方針のなかで提起していきます。

※ 生協労連・静岡流通支部の委託労働者初のストライキを成功させた経験、JMITU の ISB 支部の組織拡大と世代継承がすすんだ経験は重要。それは、組合員ひとり一人と向きあった、対話、面談、話しあいがきっかけとなっている。組合員の要求を聞き、ともに自ら行動することを促す、ことから始まっている。

※ 27 春闘期までかかってでもやり切ることを覚悟して行う。忙しくても、やり切る。

（2）「要求対話」「作戦対話」「仲間増やし対話」をすすめる

組合員や労働者との「対話と学びあい」を推進し、たたかう仲間を増やして 27 春闘につなぐ秋闘にします。労働組合主導で賃金上がる国への転換をめざし、組合員が自覚的に参加し、仲間をふやすなかで要求実現をつくりあげていく、「職場活動、職場闘争の強化」を呼びかけます。

具体的には、①まずは、要求づくり、要求を引き出す「要求対話」を職場・地域で展開することです。組合員自らが、自らの生活や同僚の生活、職場の問題、人間らしく住み続けられる地域になっているのかなどを、対話や学びあい要求討議を通じて明らかにすることです。国民春闘アンケートを広範に集めるとともに、「要求対話」にいかすことが重要です。②要求が明確になったら、その要求をいかに実現させるかの「作戦対話」で、当事者である組合員と作戦プランを練りあげることです。そして、③「仲間増やし対話」を徹底して行うことです。その要求にかかわる当事者が声をあげることがもっとも要求を実現させる力となります。こうした、「要求対話」→「作戦対話」→「仲間増やし対話」を

「困難な生活や職場の現状の背景にはなにがあるのか」「労働組合とはなにか、何ができるのか」などの対話と学びあいを春闘前段闘争として位置づけて 27 国民春闘での大幅賃上げなどの要求前進につなげます。



「対話と学びあい」から「要求の求心力で組織拡大」する概念図
要求実現の過程、成功体験を共有する



（3）27 国民春闘につなぐ「対話と学びあい推進、仲間増やし集中期間」（11～2 月）

全労連の組織現勢は、2024 年の 89 万人から 2025 年には 87 万人となり、組合員数の減少傾向に歯止めをかけられていません。労働者につながる声かけや労働組合の存在意義を見出す対話の場づくり、学習のすすめ方など、組織強化・拡大交流会や対話と学びあい実践講座（オンライン）で経験交流をすすめてきました。仲間を増やしてたたかう流れができつつあります。①ストライキでたたかう姿を見せる、②リストラ対象になった労働者やハラスメントに苦しむ労働者に寄り添い、団体交渉でたたかう、③相手の関心事を引き出す対話を重ねて職場環境を変える成功体験をつくるなど、労働組合ができることを組合員が実感したとき仲間を増やす行動につながっています。たたかいによって「自分たちこそが、労働組合や職場の主人公」という自覚と自信が強められるよう取り組んでいくことが重要です。

要求前進には、私たちたたかう労働組合の足腰の強化と、仲間を増やすことなしに実現させることはできません。組合員の自主的、自覚的な運動の参加がどうしても必要です。27 国民春闘の勝利をめざす、「対話と学びあい推進、仲間増やし集中期間」（11～2 月）を提起します。職場での組合員とのひざ詰めでの対話、身近な要求をともに実現させる対話、地域の同産業の未組織職場への「一緒に労働組合に入って声をあげよう」、労働相談ホットラインなど、知恵と実践で具体化を図りましょう。

非正規労働者や女性労働者の組織化に向けた「4 カ年プラン」の策定議論を開始します。

全労連労働運動交流集会「レバカレ 2027」（レイバー・ユニオン・カレッジ）を 2027 年 10 月 9～11 日に愛知県名古屋市・ウインクあいち（産業労働センター）で開催します。レバカレ 2025 を上回る成功に向けて準備を開始します。

※ 韓国・民主労総は、1996 年の組合員数約 50 万人から、2023 年時点で 120 万人にまで増やすことができています。その要因として、ストライキで徹底してたたかい賃上げを獲得していること、運動方針にジェンダー平等を位置づけ組織的にキャンペーンを行っていること、非正規労働者の組織化、企業別組合から産業別組合への転換に成功していることがあげられます。（「第 33 回定期大会方針、第三章組織を強く大きくし、要求実現を」より）

組合員の自覚的・主体的な参加による強い組織の構築

- その組合員の主体性や能動的に活動をつくる力が余りにも奪われている。自己責任や成果・評価を背景に競争に依存させられている。組合員が主体的・自覚的につくる組合活動を構築することが喫緊の課題。
- 組合員の関心事、身近な要求を労働組合で解決する成功体験を積み重ねる。組合員 1 人ひとりが考え、発議でき、行動できる組合組織の環境をつくること、引き出すオルグが重要となる。（＝労働協約締結など）
- 声を上げられない、上げない文化を押し付ける資本の支配は、組合員に向けられている。組合員との「対話と学びあい」がいまほど大切なときはない。

職場闘争・職場活動

対等な労使関係の構築

- ・ 職場の日常活動
- ・ 身近な要求
- ・ 職場討議
- ・ 団体交渉、ストライキ
- ・ 組合民主主義の構築

社会運動

全国的な統一行動

- ・ 制度や法改正
- ・ 賃上げ世論の形成
- ・ 大企業を社会的に包囲
- ・ 全国一律最低賃金

両方が成立したときに変化をつくれる（相乗効果）

“対話と学びあい”

自覚的・主体的な参加を引き出し
労働組合の力の源泉は組合員
ボトムアップの運動

I. 賃上げ・労働時間短縮、最低賃金、社会的な賃金闘争、労基法解体を許さず改善求めるたたかい

1. 大幅賃上げ・底上げ、最低規制の強化、最低賃金全国一律の実現とストライキ

（1）大幅賃上げ・底上げをはかる

①年末一時金をはじめ、要求実現めざすたたかい

26 国民春闘では、ストライキ等の闘争戦術を活用し、産別や地域の統一行動への結集を強めた賃上げ闘争が展開され、25 春闘を上回る水準の賃上げ到達をつくりました。しかし、獲得できた賃上げは全体として物価高騰には見合わず、生活改善のため、秋季年末闘争で不足分を取り返すたたかいを強めることが求められています。

26 秋季年末闘争で求める一時金は、私たちの生活に不可欠な賃金の一部であり、引き続き物価高騰の下で、その要求は切実さを増しています。25 秋闘では、春闘で前進を獲得した職場で、引き続き「昨年を上回る」一時金回答を引き出した奮闘がある一方で、「一時金を低く抑え、年総額で前年度並みに抑え込もうとする回答」や回答を引き延ばす動きがありました。また、中東情勢などによるコスト増を理由とした賃金・労働条件の切り下げの動きも顕在化しています。こうした動きを許さず、26 国民春闘の経験をいかし、仲間との対話・討議を重視して、要求を練り上げ、団結を固め、ストライキを背景に統一行動へ結集し、粘り強くたたかいます。また、組合員・労働者の切実な要求実現にむけ、職場での対使用者闘争の強化とともに、社会的運動の前進で法・制度改善や政治の転換をめざす産別のたたかいをすすめます。

医療や介護福祉などの労働者の賃上げが極端に抑制されている状況を変えるため、関係単産の秋季年末闘争を支援し、ケア労働者の賃金・労働条件の改善を求める社会的な賃金闘争として取り組みます。

地方組織では、秋季年末闘争にたたかう職場への激励行動や相互交流を積極的に組織し、産別の違いを超えてたたかいを支えあう地域ぐるみの運動を強めます。地域共闘の強みをいかし、回答日前後の要請・激励行動や宣伝行動などを通じて、たたかう職場を励まし、要求実現に向けた世論と連帯を広げます。とりわけ、ケア労働者の処遇改善にむけて、日本医労連が年末一時金回答指定日である 11 月 4 日の翌日にも予定されるストライキをはじめ、各産別の重点行動への支援を強め、地域からの激励・連帯を広げることで、ストライキを背景に賃上げ・一時金獲得のたたかいを後押しします。

②「対話と学びあい」の実践として職場要求にもとづく対話・討議の推進

「対話と学びあい」の実践として、一時金とともに、職場要求にもとづく対話・討議に取り組みます。要求を明確にし、要求の当事者である組合員と作戦プランを練りあげ、その要求にかかわる当事者＝仲間を増やして要求を実現する取り組みをすすめます。特に、26 国民春闘で要求提出できなかった単組・支部等は、「職場活動の確立・強化」に焦点をあて、身近な「困りごと」・要求の解決に向け、自ら実践、行動に足を踏み出せるよう働きかけていきます。

また、26 国民春闘にむけ、学びあいの実践として「要求を考える」「労働組合だからできること」「最低生計費とは」「ストライキとは、統一闘争とは」「なぜ最低賃金が重要なのか」「非正規差別が作り出しているもの」などをテーマにした学習会に取り組みます。

③27 国民春闘に向けた取り組みの具体化～27 国民春闘アンケートと要求討議を推進する

27 国民春闘は、生計費原則を貫いた本気の要求に高め合う討議と構えをつくるため、組合員の声と労働の実態から出発した要求づくりに向けて職場討議を徹底すること、そのためにアンケート活動を重視して取り組みます。「働くみんなの要求アンケート」にもとづく組合員の生活実態と職場での討議が要求実現のたたかいをすすめる団結づくりの原点であり、単産役員が足を運び、繰り返し、話しあいを援助します。また、アンケートに協力してくれた未

組織の仲間と話し合いの場を意識的につくり、その要求をどう実現させるかの「作戦対話」をすすめ、要求実現の組合加入をよびかけます。

「働くみんなの要求アンケート」を秋の早い時期から集める行動を展開します。集約した結果から、労働者の生活実感や賃金要求、政策・制度への関心を把握し、統一要求をつくるための基礎資料とします。また、春闘要求の正当性を明らかにし、社会的にアピールするとともに、政府・財界に実現をせまるものとしていきます。

アンケートの第 1 次集約は、構成人員の 2 割以上回収を目標に 11 月 5 日(木)とし、11 月 25 日(水)～26 日(木)予定の 27 国民春闘討論集会で中間発表します。第 2 次集約は、構成人員の 8 割以上回収を目標に 2027 年 1 月 7 日（木）とし、1 月の国民春闘共闘第一回単産・地方代表者会議、および 1 月 20 日(水)～21 日(木)に開催する全労連第 68 回評議員会に発表していきます。

（２）「チェンジ全国一律最低賃金」キャンペーン

最低賃金の改善は、最賃近傍で働く労働者にとって切実さを増すと同時に、地域経済や企業の活性化のうえからも改善が必要とする声が上がりはじめています。最低賃金全国一律への法改正のたたかいと、“いますぐ 1,700 円以上、めざせ 2,000 円”の実現を求めるたたかいは、引き続き、重要な課題となっています。

①2027 年度の最低賃金改定で大幅引き上げ・格差解消めざす

私たちの運動で、政府に 2020 年代に「時給 1,500 円」を実現させることを決意させました。これを実現するには 4 年間で毎年約 7.6%ずつの最賃引き上げが必要となる計画です。しかし、4 年後では困窮する労働者の生活からは遅いと言わざるを得ません。最低賃金審議会に向けては、いますぐに 1,700 円以上を実現すること、目安答申では地域間格差の解消のため、「全国一律制への法改正を進言するよう求めています。また、10 月 1 日(水)を中心に、改定された最低賃金の周知と全国一律をめざす宣伝行動を行います。9 月中下旬に共通ビラ（版下）を準備します。

②労働者との対話・学習すすめ、運動の担い手を広げる

全国一律制への最賃法改正実現への要は、職場・地域からの声が強まり、地方議会や国会議員の合意を広げることです。そのために、職場・地域から当事者性を発揮した運動の構築をすすめることが求められています。最低賃金近傍で働く労働者（正規、非正規、女性、若者、高齢者）が自らたたかうアクションとして、引き続き「チェンジ全国一律最低賃金」キャンペーンを具体化します。最低賃金近傍で働く労働者との「1 対 1」の対話や集まる場を設定し、低賃金のために「あきらめていること」「足りないこと」への気づきを促す対話をすすめることから取り組みます。

学習会・シンポジウム、最低賃金生活体験や最低生計費試算調査に取り組み、学び、調査・体験を通じて、運動の担い手を広げていきます。最低賃金を全国一律制に法改正させるうえで、全国どの地域でも人間らしく暮らすための生計費に大きな差はないことを科学的な調査に基づくデータで示し、運動していくことがますます重要になっています。

この間、栃木、群馬、宮崎で初めての生計費試算調査及び、物価上昇分を加味した試算のアップデートも含め、これまでに 31 都道府県がおこないました。2025 年以降の調査結果は、どこでも時給 1,800 円・1,900 円が必要との結果が出されています。さらに「生活に必要な賃金」を自分の言葉で語る運動の

最低生計費試算調査の結果

※物価高騰分を加味し再試算した結果。但し、宮崎市・宇都宮市は新調査。さいたま市は2回目の調査結果を掲載（1回目は2016年）。

2026年7月13日現在

調査年	調査地（市）	月額	時間額
22年	水戸市	265,572	1,770
	神戸市	243,932	1,626
24年	札幌市	262,307	1,749
	鹿児島市	268,696	1,791
	長崎市	252,099	1,681
	山口市	252,263	1,682
	福岡市	266,498	1,777
	さいたま市	274,690	1,831
25年	岡山市	273,249	1,822
	大阪市	274,021	1,827
	長野市	282,296	1,882
	新潟市	275,562	1,837
	京都市	284,202	1,895
	静岡市	285,596	1,904
26年	岐阜市	276,778	1,845
	青森市	249,534	1,840
	秋田市	253,580	1,880
	盛岡市	258,003	1,909
	山形市	252,566	1,882
	仙台市	260,006	1,970
	福島市	255,344	1,885
	宮崎市	284,182	1,895
	高知市	291,570	1,944
	名古屋市	283,284	1,889
	宇都宮市	283,784	1,889
	東京都北区	288,664	1,924
	前橋市	277,596	1,851

物価高騰とライフスタイル変化で1500円台はなし

1500円台 なし 1800円台 15市
1600円台 3市 1900円台 5市・区
1700円台 4市

マーケットバスケット方式で、「25歳などの若者が借家で独居するのに必要な生計費。月に数回の飲み会やサブスク代なども含めている。人間らしい生活を想定した額。ぎりぎりの生活ではなく、人間らしく生活するのに必要な生計を試算したもの。物価高騰の中で、以前の調査を再試算されている。※月の労働時間は150時間で除して時給を算出している。

監修：静岡県立大学短期大学部 中澤秀一准教授

担い手を広げるとともに、エビデンスをもとにした運動をすすめていきます。

③全国一律への法改正にむけ、国会議員、自治体への働きかけをすすめる

全国一律への法改正に向けた「法改正の4つのポイント」をもとに国会議員要請行動を、理解を得るまで繰り返し取り組みます。賛同を得た国会議員には学習会・シンポジウム、地方議会に向けた行動に協力を要請し、世論を広げます。郵送も含めれば、ほぼすべての議員に働きかけがおこなわれていますが、未回答が多数となっています。2026年2月の総選挙以降、紹介議員である国会議員は衆参合わせて138人から55人まで減少し、（その後、国会議員要請で61人に回復）また「法改正の4つのポイント」すべてに賛同した国会議員は衆参合わせて71人から33人に減少しました。引き続き、地元国会議員訪問・対話を強め、総選挙後、新たに当選した国会議員などへ働きかけ、紹介議員、賛同議員を多数派にしていきます。

また、2020年以降、全国一律最低賃金制を要求する意見書を採択した地方議会は198議会（61.1%）となっています。すべての都道府県から「全国一律」の意見書採択をあげることと過半数の地方議会での意見書採択をめざし、運動をすすめます。

④全国一律への法改正に向けた国会請願署名に取り組む

全国一律への法改正に向けた国会請願署名に取り組みます。9月中下旬に発送できるよう準備します。25万筆を目標にし、それぞれの単産・地方組織で目標をもち、来年の通常国会での提出をめざします。「法改正の4つのポイント」の賛同とともに署名の紹介議員を広げていきます。

⑤キャンペーンをすすめるオンライン学習交流集会を開催する

2025年度の最低賃金改定結果を踏まえ、「チェンジ全国一律最低賃金」キャンペーンをすすめる学習交流集会を10月23日(金)にオンラインで開催する予定です。

2. 労基法改悪を許さず、時短を求めるたたかい

（1）労働時間短縮・長時間労働の解消をめざす

人手不足などで長時間労働が蔓延しているなか、賃下げなしの労働時間の短縮が求められています。しかし高市政権は労働時間規制緩和を推しすすめようとしています。職場での時短の要求とともに政府に対して法定労働時間の短縮などを求めて職場や地域から時短運動をすすめていきます。

- ① 職場の残業の実態などを把握しながら、サービス残業根絶、時間外労働・休日労働の短縮・根絶を求めます。合わせて所定労働時間の短縮や休日日数増、勤務間インターバル制度の創設などを求め要求書を提出します。
- ② 11月6日(金)に、「定額働かせ放題 NO！時短を求める一斉アクション」として裁量労働制の廃止、労働時間短縮をめざし、街頭宣伝・デモ・集会など各地で取り組みます。中央では労働法制中央連絡会に結集し、厚生省要請や宣伝行動を行います。

（2）労基法制の改悪を許さず、改善求める

現在、労働基準法の改悪・解体に向けた議論がすすんでいる労働政策審議会労働条件分科会での議論を長時間労働根絶・労働時間短縮に向けたものに変えることに全力で取り組みます。そのためには広い共同が必要なため、労働法制中央連絡会や雇用共同アクションを中心に幅広い労働組合・団体と共闘することを追及します。

- ① 9月から「労基法の規制を強化し、長時間労働根絶・時短をもとめる請願署名」の取り組みを開始します。署名スタート集会を9月18日(金)にオンラインで開催します。請願署名の促進のための学習資料を活用し、街頭宣伝も実施しながら署名をひろげます。
- ② 職場や地域では、労働法制の情勢や請願署名の推進を目的とした学習会を開催します。
- ③ 雇用共同アクションと労働法制中央連絡会が共同して取り組む厚労省労政審包囲行動に結集し、直接私たちの声を厚労省や労政審の委員に伝えます。
- ④ 厚労省・労政審に向け、私たちの要求を意見書にして提出します。また各組織においても意見書を提出し、審議会の議論へ反映させます。
- ⑤ 各地方・地域では労基法改悪反対や長時間労働根絶・労働時間短縮、労基署の時短指導の

強化、解雇規制強化を求める要請を労働局や労働基準監督署に行います。

- ⑥ 10 月 30 日(金)に開催される労働法制中央連絡会総会の参加を加盟組織に呼びかけ、労組以外の団体とも共同をひろめながら労基法改悪阻止、ディーセントワーク実現の具体化を図ります。

（３）誰もが働きやすい職場をめざして

ジョブ型雇用、有期雇用やフリーランスなど雇用や契約の不安定さが増しています。一方、政府は成長産業への労働移動や、女性・高齢者などの労働参加を促す政策をすすめています。いまこそ安定した雇用、格差・差別の根絶、処遇改善など労働者を守るたたかいが必要です。

- ① 職場では、10 月から施行される同一労働同一賃金ガイドラインを活用しながら、不十分な点は労組の要求で改善し、実効ある同一労働同一賃金を求めています。
- ② 解雇金銭解決制度の導入阻止を政府に求めます。厚労省所管の研究会が立ち上がれば、傍聴もしながら意見書を提出していきます。また、解雇当事者のための制度・政策を作成するため、雇用共同アクションが行う解雇・雇止め当事者聞き取り調査に注力します。
- ③ ジョブ型賃金の導入による労働者間の格差拡大を許さないため、単産や労働総研とも連携を図り、実態を把握します。
- ④ 厚生労働省所管の労基法における「労働者」に関する研究会での議論を注視するとともに、フリーランスを組織している単産などとともに労働者性を明確にする法整備やガイドラインの作成を求めています。
- ⑤ 高齢の労働者が増えているなか、職場での労働条件、正規雇用労働者との格差などを把握しながら改善を求めています。

（４）職場単位で労働安全衛生の取り組みをすすめる

労災事故を防ぐ予防対策の強化に向け、労働組合として職場ごとに点検活動を行うとともに、経営者（使用者）に対し改善を求めます。

- ① 2026 年 4 月に施行された労働安全衛生法（ストレスチェックのすべての企業の義務化、高齢労働者の労災防止への必要な措置など）の対処状況について各職場段階で点検し、必要な対応を使用者に求めます。
- ② 熱中症や精神疾患、高齢労働者の労災事故などの課題について、組合員との対話を通じて労災事故発生の危険性を調査し、職場要求として取りまとめ、改善をめざします。
- ③ 過労死防止対策の強化に向け、全都道府県で 11 月に開催が予定されている「過労死等防止対策推進シンポジウム」に積極的に参加します。
- ④ 12 月 11 日(金)に開催される、働くもののいのちと健康守る全国センター第 29 回定期総会に積極的に結集します。

（５）「あらゆるハラスメントと女性や性的マイノリティ差別の根絶をめざすキャンペーン」

26 国民春闘の重点課題として取り組んだ、ILO 第 190 号条約批准をめざす取り組みについて、秋の臨時国会段階での運動と要求の前進をめざし、さらに取り組みをすすめます。

- ① 26 春闘期に取り組んだ ILO 第 190 号条約批准を求める国会請願署名について、2026 年臨時国会での採択をめざします。具体的には 10 月 9 日(金)に署名提出と請願採択に向けた意思統一集会を開催し、紹介議員の獲得に向けて働きかけを強めます。
- ② 新たな国会請願署名を具体化し、取り組みを年内からスタートさせます。その際、条約批准の意義や 26 国民春闘での到達点についての学習をすすめます。

Ⅱ. 「公共の再生」で持続可能な地域循環型の経済・社会の確立、新自由主義経済の転換を迫る

1. 公共職場の労働者の抜本的な労働条件改善を公務・民間の共同行動を強めて求める

政府・人事院は、公務の職場にも民間同様に「ジョブ型（成果主義）」による人事制度の導入や裁量労働制の拡大などをすすめるようとしています。また、本府省の幹部職員の処遇を大きく引き上げる一方で、全国の第一線で働く職員、なかでも経験豊かな中高年職員の賃金改善を抑制することで、処遇の格差が拡大し続けています。国民・住民本位の公務・公共サービス、教育を維持・拡充をはかるためにも、公務職場における格差拡大、地方切り捨ては断じて許されません。

26 人事院勧告の確定闘争をたたかいつつ、27 予算編成期の取り組みとして、職場のたたかいと連動した官民共同の行動を以下のとおり展開します。

- ① 900 万人以上の労働者に直接的な影響を与える公務員賃金の大幅引き上げと地域間格差の解消、非正規公務員の処遇改善と正規化・常勤化などを求めて、政府・内閣人事局への追及を強めるとともに、法案提出後は政党・国会議員要請などを展開します。
- ② 人事院勧告が行われた後、8 月 17 日(月)にオンライン人勧学習会を開催し、その運動の到達や課題について確認し、今後のとりくみについて意思統一します。地方公務員共闘においても人勧学習会を開催し、職場の仲間を誘って労働組合の役割や働き方の課題などについて「対話と学びあい」をすすめていきます。こうしたとりくみをふまえて、地方公務員共闘による地方人事委員会に対する申し入れを実施します。住民の安全・安心を守り、地域経済の好循環を造り出すためにも、公務労働者の大幅賃上げと要員確保を求める自治体要請などを公務・民間共同で取り組みます。
- ③ 独立行政法人や国立大学法人などにおける 26 賃金確定闘争への支援を強めます。
- ④ 会計年度任用職員など非正規公務員の雇用を守り、処遇改善を求めるたたかいを、当事者と職場と地域が一体となって展開していきます。10 月から適用される「改正同一労働同一賃金ガイドライン」は公務員には適用されませんが、ガイドライン趣旨を踏まえた対応が求められることは当然です。賃金・手当・休暇・福利厚生など全般にわたる改善を要求し、使用者としての説明責任を果たさせていきます。
- ⑤ 公務員の労働基本権と政治活動の自由を回復させるたたかいを強めます。日本政府に対して ILO 勧告を遵守し、自律的労使関係の構築に向けた本格的な労使協議を早期に開始することを求めていきます。また、日本政府を包囲する国内外での世論構築にとりくみます。そのため、10 月には公務部会が作成した基本権リーフを活用したオンライン学習会を開催するとともに、韓国・公務労組との共同のとりくみをすすめます。
- ⑥ 「公共の再生」のとりくみと結合し、公務員削減計画に反対し、大幅増員を要求していきます。12 月上旬には財務省前で公務・公共サービス、教育の拡充・強化を求める要請行動を実施します。
- ⑦ 教育・医療・福祉・保育の充実のために、ゆとりある人員配置を要求するとともに、教職員の長時間過密労働の縮減、給特法の再改定を求めていきます。

2. 「地域ならではの公共」を地域住民との共同で再生めざす

新自由主義的改革による公共部門解体を許さず、「公共の再生」をめざさなければ地域の維持ができない「地域ならではの課題」を明確にして、労働組合と地域住民が一体となってすすめる共同のたたかいをめざします。

そのため、各地で取り組まれている医療機関や学校、図書館等の民営化や統廃合反対の取り組みについて、交流をはかります。また、自治体訪問・懇談などをはじめ、事例を収集しながら取

り組みを共有します。11 月 23 日(月)に予定されている第 17 回地域医療を守る全国交流集会へ積極的に結集します。

3. 地域ぐるみで「地域循環型の経済・社会の構築」めざす

持続可能な地域循環型の経済・社会の構築をめざし、単産・地方組織が一体となって経済団体をはじめ広範な民主団体や自治体との懇談などを全国ですすめます。

懇談にあたっては、地域の実情に応じ、i)ジェンダー平等と管理職登用の推進、ii)デジタル化による人員合理化や窓口削減反対、iii)「教育大運動 1741」の推進、iv)公契約条例・公契約法の策定推進、v)国や自治体業務の民間委託・指定管理者制度の拡大反対、vi)防災対策の強化、vii)学校や医療機関の統廃合反対（地域医療構想への対抗）などの課題を取り上げます。また、懇談をすすめるにあたっては、単産の協力を得ながら次の取り組みを追求します。

- ① 懇談実施に向けた意思統一集会の開催を検討します。
- ② 職場見学や組合員からの職場実態報告会を検討します。
- ③ 懇談への組合員参加をめざします。
- ④ 公契約条例制定に向けた学習会の実施を検討します。

4. 社会保障の充実でいのち守る体制をめざす

（1）ケア労働者の労働条件改善を

2026 年 6 月には診療報酬や、介護報酬、障害福祉サービス等報酬も職員等の処遇改善に特化したものですが改定されました。しかし十分なものとはなっていません。26 春闘のケア労働者らの賃上げのたたかいは報酬改定があるなかで、粘り強くたたかい平均で月 1 万円以上の賃上げを勝ち取りました。2027 年度は介護報酬、障害福祉サービス等報酬の定期改定が予定されています。報酬と賃金の大幅な引き上げを求めていく取り組みが必要となっています。

- ① 全労連作成のケア労働者処遇改善・社会保障充実を求めるチラシも活用しながら世論をひろげる地域での宣伝行動を、ケア労働者を組織する関係単産・単組と地方・地域組織が協力して成功させます。
- ② 対使用者闘争を貫き、雇用責任を果たさせるための年末一時金交渉を成功させます。
- ③ このたたかいを通じて、組合員参加と仲間増やしにつなげます。
- ④ 介護労働者の要求実現に向け、10 月 18 日(日)に開催される全労連介護・ヘルパーネット第 22 回総会を成功させます。

（2）社会保障の充実を求める

高市連立政権は、「現役世代の負担軽減」を理由に医療・介護などで次々と改悪をすすめています。全労連はこのようななか、中央社会保障推進協議会（中央社保協）の方針にもとづき、26 年秋闘で準備されている取り組みに積極的に結集します。具体的には、次の取り組みを重視します。

- ① 全労連・中央社保協・全国国民医連が主体となって取り組む「国の責任で社会保障制度の充実を求める請願署名」を採択に向け取り組みます。
- ② 全労連・社会保障公共闘争本部が開催する社会保障学習交流集会（11 月 13 日(金)、完全オンライン）を多くの参加で成功させます。
- ③ 9 月 5 日(土)～6 日(日)に盛岡市で開催される第 53 回中央社会保障学校に積極的に結集します。
- ④ 10 月 29 日(木)のいのち守る総行動に参加します。
- ⑤ 11 月 23 日(月)に開催される地域医療を守る運動全国交流集会の成功に向け、結集を強めます。
- ⑥ 新介護署名の取り組みを進めます。7 月 28 日(火)に開催されるキックオフ集会に参加します。

- ⑦ 全労連も主催団体となっている 10 月 17 日(土)開催の第 24 回全国介護学習交流集会に結集し、介護保険制度の改善に向け共同をひろめます。
- ⑧ 年金者組合とともに「誰もが安心できる年金制度への改善を求める署名」を取り組みます。
- ⑨ 11 月 8 日(日)に予定されている全国保育大集会に積極的に参加します。

5. 税の民主化をめざし、健康保険証を復活させる

物価を上回る賃上げを勝ち取るとともに、あらゆるものに課税される消費税の減税・廃止で、国民・労働者の手取りを増やすことを求めています。

そのため「消費税廃止各界連絡会」「3.13 重税反対中央実行委員会」「いのちとくらしを守る税研集会実行委員会」に結集し、広範な団体とともに街頭宣伝や研究会・集会の成功をめざし、「消費税減税・廃止」「インボイス中止」と大企業に相応の税負担を求めています。

「従来の保険証を残せ」の声も日増しに高まっています。全労連は「マイナンバー制度反対連絡会」に結集し、中央社保協や保団連、医団連、高齢期運動連絡会など共同して政府に従来の健康保険証の復活を求める運動をすすめます。

6. 食と農業を守る取り組み

日本の食料は危機的な状況です。日本の食料自給率は 38%と低い中、ほぼ自給できている主食の米でさえ政府は責任放棄をして、需給や価格を生産者の責任に押し付けようとしています。その生産者・米農家は減り続け、10 年前と比べて約 6 割になりました。その原因は農家の低所得であり、一刻も早い所得補償・価格保障が求められています。

政府の農政に対し、反対の声がひろがっています。これまでつながりのなかった生産者や消費者の共同で「令和の百姓一揆」が全国各地で行われています。今年 3 月には東京の都心でトラクターデモが行われ約 1,200 人が参加しました。

全労連は、国民の食糧と健康を守る運動全国連絡会（全国食健連）に引き続き参加し、生産者団体や消費者団体と手をつなぎ、食料自給率向上を求める運動をひろげていきます。

- ① 8 月 29 日(土)に開かれる全国食健連第 37 回定期総会に全労連も結集し成功させます。
- ② 10 月から 12 月にかけて、食料自給率向上や家族農業の支援の充実などを求める「秋のグリーンウェーブ行動」を全国で取り組みます。
- ③ 12 月 4 日(金)の「秋のグリーンウェーブ集結行動」及び「中央収穫祭」の成功のために奮闘します。
- ④ 全国食健連の枠を超えて、消費者団体や生活協同組合など幅広い団体とともに、食料自給率向上を求める運動の実現をめざします。

7. 能登半島地震など被災地の復旧・復興に向けて

全労連は全国災対連に結集し、被災者の生活再建と住民本位の復興の支援、被災者生活再建支援法の改善などにとりくむとともに、石川県労連と連携し、能登半島地震・豪雨災害の被災地支援にとりくみます。

- ① 全国災対連が提起する「被災者生活再建支援制度の拡充を求める請願署名」を広げ、11 月 27 日(金)の国会提出行動に結集します。
- ② 10 月 24 日(土)～25 日(日)に新潟県で開催予定の全国災対連の「災害対策全国交流集会 2026」の成功にむけて奮闘します。
- ③ 政府が 11 月 1 日に設置する防災庁について、避難所の抜本的な改善を含め、被災者・被災地本位の復旧・復興、災害対策の強化を求める要請を検討していきます。

8. 原発のない社会をめざし、地域主導・住民参加型の再生可能エネルギーへの転換をはかる

東京電力福島第一原発事故から 15 年が経ちました。廃炉にむけた作業は全くと言っていいほど進んでおらず、また故郷に戻れずに避難生活を余技なくされている人もおおぜいいます。一日も早い原発事故の完全な終息と住民本位の福島復興が求められています。

全労連も加盟する「原発をなくす全国連絡会」は、2026 年の「未来は変えられる一原発ゼロと住民本位の福島復興をめざす大運動～3.11 から 15 年 再エネ転換でいのちとくらしがまもられる社会へ～」を提起しています。東京電力福島第一原発事故を福島だけの問題とせず、現状を広く発信し、住民本位の福島復興をめざす大運動を進めます。

電力会社各社が原発を推進しています。関西電力が美浜原発の新增設方針を表明しました。東京電力は柏崎刈羽原発の再稼働を強行し、北海道電力泊原発の再稼働を北海道知事が容認しました。中部電力浜岡原発の耐震偽装問題は、原発の安全性、原子力規制のあり方が根底から問われる問題です。

世界的なエネルギー危機や気候危機が深刻化するなか、再生可能エネルギーへの転換こそが事態を打開する道筋です。「大規模太陽光発電所（メガソーラー）」の設置が景観悪化や環境破壊を引き起こし深刻な問題となっているもとで、地域と住民の主導による環境に配慮した再生可能エネルギーの推進が新たな課題となっています。

「第 7 次エネルギー基本計画」の撤回と地域主導・住民参加型で環境に配慮した安全安心の再生可能エネルギー推進のとりくみを強めます。

- ① 「原発ゼロと再生可能エネルギーへの転換をもとめる請願署名」「仙台高裁に公正判決を求める津島原発訴訟署名」に取り組みます。
- ② 8 月 30 日(日)に福島市内で開催する「原発ゼロと住民本位の復興を求める 8.30 ふくしま集会」の成功をめざします。
- ③ 10 月 16 日(金)に仙台高裁で判決が出される予定の「津島訴訟」について、原発を推進してきた「国の作為」の責任を問い、国と東電の責任で汚れた被災地をきれいにして住民に返させるために、訴訟勝利にむけて支援を強化します。
- ④ 原発ゼロをめざすとともに再生可能エネルギーへの転換と気危機機を乗り越える運動を重視し、第 7 次エネルギー基本計画の撤回を求めるとりくみを強めます。

Ⅲ. 平和と憲法を守り、憲法をいかす政治への転換を図る

1. 憲法改悪を阻止するたたかい

高市政権は、衆議院での改憲勢力の圧倒的多数を背景に、実質改憲、憲法改悪の既成事実化を進めています。自民党のみならず、日本維新の会、国民民主党、参政党、日本保守党なども改憲に前向きな姿勢を示しており、改憲発議の危険性はかつてなく高まっています。

戦後の日本の労働組合運動は、大日本帝国憲法のもとで労働者と労働組合が侵略戦争に協力させられていったことの反省のうえに立ち、戦争の放棄を謳った「日本国憲法」に基づいて平和な社会を作ることから出発しました。その原点に立ち返り、平和憲法を守り抜く国民的共同を広げていく必要があります。

各地で取り組まれている「9 の日宣伝」「19 日行動」「せんそうさせない緊急アクション」、署名運動、SNS を活用した発信などをさらに発展させ、「憲法を変えるな」「戦争国家づくりを許さない」という世論を可視化し、多数派へと押し上げることが重要です。職場・地域での対話と学習活動を強め、職場から「憲法かえるな」の声をあげ、組合員が立ち上がるための運動をすすめます。また草の根の市民運動をさらに広げ、戦後最大とも言われる改憲と大軍拡の危機に対し、全国で共同と連帯の運動を発展させます。

- ① 「私たちは戦争につながる憲法改悪に反対しますー新・憲法 9 条改悪に反対する請願署名ー」については、第 2 次集約を 9 月末として、秋の臨時国会での提出に向けて取り組みを広げます。また、署名推進のための宣伝グッズ（チラシ・リーフ・横断幕・ポスター）を作成し、普及します。
- ② 憲法共同センターで毎月行っている「9 の日宣伝」に取り組みます。また、9 月 9 日(水)を中心に、9 月 7 日(月)から 12 日(土)を大規模統一行動と設定し、改憲反対の行動を全国で展開します。
- ③ 11 月 3 日(火)の憲法大集会を大きく成功させ、「憲法守ろう」の世論を喚起します。各地域でも、中央の行動に連帯した集会に取り組みを呼び掛けます。
- ④ 憲法は私たちの暮らしや仕事といかに密接につながっており、今の日本社会を支えている土台です。80 年間日本が平和であるのも憲法があるからということなどを、組合員が職場で学習し、語りあるための教育宣伝資材を作成し、普及します。

2. 「戦争国家」づくりを阻止するたたかい

政府は、日米軍事同盟の強化を狙うアメリカの軍拡要求に基づいて軍事費に 9 兆円規模もの巨額予算を投入し、長距離ミサイル配備、攻撃型ドローン開発、大型弾薬庫建設など、「戦争国家」づくりを進めています。

特別国会で可決された「国家情報会議設置法」は、敵基地攻撃を可能とする長射程ミサイル運用などのため、日米共同での情報収集活動を強化するなど、日米の軍事的連携を強め、戦争国家体制づくりを進めるものです。

防衛省が子どもたちへの「自衛官」勧誘の動きを強めています。学校への「防衛白書」の配布や、市民が参加するまつりやイベントなどに自衛隊を参加させるなど、学校・地域に介入しています。高校生の自宅を訪問して自衛官に勧誘するなど、公正採用の原則に反する広報・リクルート活動が各地で報告されています。

さらに文部科学省は、沖縄県名護市辺野古沖での事故を「教育基本法違反」と断定し、平和学習を委縮させる目的で教育活動の内容に介入しました。

防衛省や自衛隊、国による教育への不当な介入や政治的支配を許さず、民主的な教育実践と平和教育を尊重・発展させていくことが重要です。軍事対軍事の悪循環ではなく、憲法 9 条を生かした平和外交に転換して軍拡競争を止め、対話と外交による緊張緩和を追求することこそ、日本が果たすべき役割です。沖縄をはじめ全国で進む基地機能強化や軍事施設拡張、港湾・空港の軍事利用、自衛隊基地の強靱化に反対し、地域から「戦争する国」づくりを止める運動を広げていかなければなりません。

- ① 在日米軍基地の機能強化に反対し、抗議行動や監視活動に取り組みます。沖縄での米兵による女性への暴行事件が多発していることと、日本政府が事件を隠蔽したことに強く抗議し、宣伝行動などに取り組みます。在日米軍基地の撤去と日米地位協定の廃止を強く求めます。8 月に行われる沖縄県知事選挙では、全労連として体制を組み単産・地方からの選挙支援を呼びかけます。
- ② 11 月 28 日(土)～29 日(日)に神奈川県で開かれる「なくそう！日米軍事同盟・米軍基地 2026 年日本平和大会 in 神奈川」、11 月 14 日(土)に行われる国際シンポジウム(オンライン)の成功に向け参加を呼びかけます。
- ③ 教育の中立性を侵害する学校への「防衛白書」送付の中止と、送付された「防衛白書」の回収を求めます。授業での使用の強制や、自衛官の募集につながる内容を学校で子ども達に教えないよう強く求めます。辺野古沖の事故を口実とした、平和教育への不当な介入を許さない取り組みをすすめます。
- ④ 市民による「ペンライト集会」に連帯し、総がかり行動の「19 日行動」や「ウイメンズアクション」、憲法共同センターの「9 の日宣伝」など街頭行動を大きく成功させます。また、全国の「ペンライト集会」への参加を呼び掛けます。

3. 戦争のない平和な世界を実現するたたかい

ロシアによるウクライナ進攻はいまだに終息が見えず、日々戦況が報じられています。イスラエルによるガザ地区攻撃の犠牲者は8万人を超えています、イスラエルは停戦合意後もガザ地区への攻撃を続けており、犠牲者は日々増加しています。

アメリカとイランは停戦合意に至りましたが、イスラエルは合意後もレバノン攻撃し、またアメリカもイランへの攻撃を断続的に続けており、やはり終息が見えません。

スペインなどEU各国がアメリカに協力しない姿勢を見せる中、高市首相はトランプ政権追随の姿勢に終始し、熊本や南西諸島に他国を攻撃できる大型ミサイル配備するなど日米軍事同盟強化と「戦争国家」づくりにまい進しています。

日本は唯一の戦争被爆国であり、戦争の放棄を掲げた「憲法九条」を持つ国です。アメリカいなる「戦争国家」ではなく、憲法九条を活かした対話外交で世界平和に貢献する責務があります。

平和な世界と日本を実現させるため、今起きている戦争を止めさせる運動を大きくすすめます。

- ① 全国各地に広がる、平和を求める市民の立ち上がりに連帯し、ペンライトや「No War」などのスローガンを掲げてスタンディングや街頭宣伝、デモなど平和を訴える行動に取り組みます。
- ② ロシアのウクライナ侵攻、アメリカとイスラエルによるイラン攻撃など、世界で起きている戦争の終息にむけて、日本政府が当該国に働きかけるよう、政府に対して申し入れを行います。
- ③ フランスのCGT、韓国の民主労総など世界各国の労働組合と連携を強め、反戦平和の国際的な運動をすすめます。
- ④ 組合員が職場で平和について学び、考えるための平和学習資料を作成します。

4. 核兵器のない世界をめざす取り組み

世界には核弾頭が1万2千発以上存在し、そのうち約4千発は直ちに発射可能な状態におかれています。

アメリカの科学誌「アトミック・サイエンティスト誌」は、今年の「終末時計」を過去最短の「残り85秒」としました。同誌は4秒縮めた理由として「核保有国のロシア、中国、アメリカが攻撃的な振る舞いを続け、これまで人類が苦勞して築き上げてきた国際的な理解は崩壊しつつあり、勝者総取りの大国間競争が加速している」と指摘しています。

ロシアによるウクライナ侵攻とアメリカとイスラエルのイラン攻撃は核保有国の「攻撃的な振る舞い」であり、同誌が指摘するように人類が努力して築いてきた国際秩序は崩壊寸前です。

高市首相は、アメリカの核の傘による「拡大抑止」にすがり、歴代政権が国是としてきた「非核三原則 核兵器を持たない・作らない・持ち込ませない」を改悪して、米軍による日本への核兵器持ち込みを認めようとしています。「生きているうちに核兵器のない世界を」との被爆者の願いを踏みにじるものであり、決して許すことはできません。

私たちは平和で豊かな地球を子孫に残す義務があります。核兵器のない世界の実現にむけて、運動を進めます。

- ① 「原水爆禁止2026年世界大会」の期間中、8月5日(水)に開催される「分科会2 非核平和の世界へ、労働運動の課題と果たす役割」の成功をめざします。
- ② 11月にニューヨークの国連本部で開催される「核兵器禁止条約第1回再検討会議」の成功をめざし、日本原水協代表団に結集して諸行動に取り組みます。
- ③ 日本被団協・日本原水協・原水禁国民会議の三団体が10月8日(木)に行う「日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める請願署名」共同行動の成功をめざします。
- ④ 日本政府に「核兵器禁止条約」への参加を求めるために、「日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める請願署名」に引き続き取り組みます。「核兵器禁止条約」への参加を求める自治体意見書採択にむけて、地方自治体と議会への働きかけを強めます。
- ⑤ 被爆者の救済と国家補償を求めて被爆者への援護・連帯を強めます。

5. 要求実現が可能な政治への転換をはかる

2026年1月の衆議院選挙の結果、自民党が衆議院議席の3分の2以上を占めました。選挙後の特別国会終盤では、「議員定数削減」「国旗損壊罪」「皇室典範改正」などの審議に関わり国会運営が空転化し、野党が一致して正常化を求めています。

各種世論調査では、高市陣営が衆議院選挙の際に行ったとされる「誹謗中傷動画」の拡散について、多くの国民が「納得していない」と回答していますが、高市首相は疑惑の解明に背を向け続けています。

また中東情勢を受けた「ナフサ不足」による石油由来の資材や商品の不足が深刻化し、倒産や廃業に追い込まれる企業も出ているなか、政府は「石油は足りている」「目詰まりが原因」との主張を繰り返すだけで、具体的な経済支援などを行おうとしません。

農政の失敗による米不足、教育政策の失敗による教員不足、世界の動きに逆行する原発・火力発電依存回帰など、長年にわたる自民党政治の失敗が様々な形で表面化していますが、今の自民党にはこれらを解決する政策も能力もなく、国民の要求を受け止めることはできません。大企業奉仕・アメリカいいなりの自民党政治を終わらせ、自公政権からの転換を図り、国民のいのちと暮らし優先の政治を実現することが切実、かつ喫緊の課題です。

また、2026年から2027年にかけて重要な地方選挙が予定されています。住民生活を最優先する自治体、国に対して言うべきことは言える自治体の建設をめざして、地方自治選挙に取り組みます。

- ① 国政選挙が実施される場合は、「全労連選挙闘争方針」を確立し、労働者の要求を実現する機会ととらえて国政選挙に臨みます。
- ② 地方自治体の首長選挙については、地方組織などの要請を受けて支援行動などに取り組みます。
- ③ 国政選挙・自治体首長選挙にあたり、要求実現の立場で組合員に選挙の争点を知らせ、投票を呼び掛けます。
- ④ 総選挙が行われる場合は全労連新聞「選挙特集号外」を発行し、選挙の争点と全労連の要求を組合員に知らせます。

IV. 組織を強く大きくし、要求実現を

1. 対話と学びあいの実践をひろげ、組合員主体の組織化モデルへの転換で組織強化と拡大へ

秋の組織強化・拡大交流集会を10月22日(木)にオンラインで開催し、27春闘のたたかいのなかで「労働組合に入って賃上げを実現しよう」との呼びかけが職場のなかで巻き起こるようになるため、単産・地方組織での実践の交流、教訓の共有をすすめます。また、単産・地方組織・地域組織の強化に向けての取り組みを強化につながるような運営をめざします。

また、第33回定期大会で提起した「私たちの地方・地域組織の活性化をめざして」にもとづき、単産・地方・地域組織の連携の強化による活性化を図るため、単産・地方組織の責任者を参加対象に、「地方・地域組織を活性化するための交流集会（仮称）」を12月に開催します。

（1）対話と学びあいの実践で、組織の強化・拡大をすすめる取り組み

わくわく講座の受講、ゆにきゃんの地方・地域開催と対話と学びあいスクールのブロックでの開催をすすめる、対話と学びあいの実践をひろげ、加盟組織で、仲間を「増やす人を増やす」人（＝オルガナイザー）の育成をすすめます。

2026年度より開始するユニパ講座、ゆにきゃん、対話と学びあいスクールの推進など、加盟組織での学習教育活動の推進と経験交流、困難の克服のため、単産・地方組織の担当責任者を参加対象に「学習教育担当者会議」を11月にオンラインで開催します。

全国の職場・地域での豊富な実践から、春闘を始めとした要求実現運動、労働組合の民主的な運営、組織強化・拡大、ジェンダー差別を始めとするあらゆる差別をなくす取り組みなどについて、対話を通じて学びあえる機会として、「月 1 オンライン・レバカレ」を開催します（開催候補日：10/8、11/12、12/10、1/9、2/10、4/14、5/12、6/9）。「月 1 オンライン・レバカレ」の取り組みは、労働運動交流集会・レバカレ 2027 のプレ企画としても位置づけます。

秋季年末闘争から 27 春闘期にあわせて、「メディア講座（IV 期）」をオンラインで開催し、効果的な記者会見の行い方や地元マスコミとのつながりのつくり方を学び、実践に結びつける機会にします。「月 1 オンライン・レバカレ」「メディア講座」については、単産・地方組織の役職員のみならず、加盟組織の組合員にも参加をひろげます。

（2）レバカレ 2027 の成功に向けて

労働運動交流集会（レバカレ 2027）を 2027 年 10 月 9 日（土）～11 日（月）、愛知県名古屋市内で開催します。成功に向けて単産・地方協議会などからなる実行委員会を立ち上げ、準備をすすめます。

実行委員会要請組織：建交労、生協労連、日本医労連、国公労連、自治労連、全教、愛労連、北海道地協、東北地協、関東甲信越地協、東海北陸地協（※ 2 人）、近畿地協、中国地協、四国地協、九州地協

2. 学習教育機能の強化と具体化

組織・学習教育関係の会議など日程（26 秋年末～27 春）

10 月 22 日（木）午後 組織強化・拡大交流集会（オンライン）

10 月〇日（〇） 労働委員会労働者委員研修会（全国労働委員会対策会議主催）

11 月〇日（〇） 午後 学習教育担当者会議（オンライン）

3. 地方・地域組織を組合員の「学ぶ場」「交流の場」「組織化」の拠点として再建強化を図る

12 月〇日（〇） 地方・地域組織を活性化するための交流集会（オンライン）

※2027 年春 ローカルユニオン活動交流会

※2027 年春 労働相談員交流集会

※ローカルユニオン活動交流会と労働相談員交流集会の開催は春闘方針で具体化

4. すべての争議の早期解決を図る

① 司法総行動を 10 月 2 日（金）に実施します。

② 秋の争議支援総行動を 12 月 2 日（水）実施予定で準備をすすめます。

5. 組織改革としてのジェンダー平等の推進

① 単産、地方組織の 2025 年度のと取り組みの到達を踏まえ、すべての組織でジェンダー平等推進の取り組みが具体化されるよう支援を強めます。

② 韓国・民主労総のジェンダー平等推進の取り組みに学び、全労連版のグラウンドルールづくりに着手します。

6. 暮らしを守る共済・福祉活動

各単産が展開する秋の組織拡大運動と一体となった共済拡大を引続き展開します。

この間、約 240 件に及ぶ能登半島地震での見舞金支払は加入者のみならず組合員からいっそうの信頼を得ることとなった実績に確信を持ち、さらに組合員の期待に応えていくため、加入者拡大を第一とした共済運動に全力をあげます。

民間生損保は利益確保のための掛金転嫁を加速させています。とりわけ、この間連続した火災保険と自動車保険の値上げは、民間損保に加入する組合員の生活を直撃しています。有利で安価な全労連共済の各種制度、特に火災共済の優位性は際立っており、組合員の可処分所得を増やします。民間からの切り替えを重視し、対話にもとづく加入拡大を展開します。

全労連共済共済事業部会がこの間、集中した取り組みをすすめた結果、約 2700 件超の加入に至った「火災特約」のさらなる付帯率向上と継続運動を秋の拡大運動でいっそう展開するため、9 月 10 日(木)には「第 21 回組織代表者会議」を開催し意思統一を図っていきます。

共済機能充実に向けては 11 月 13 日(金)に「第 16 回事務局研修交流会」を開催します。提携事業においては自動車共済の制度充実に向け自動車共済協同組合との協議を 10 月に実施。年金共済においては積立条件改善に向けた委託生保への要請をすすめたうえで 11 月の第 73 次募集を成功させていきます。

7. 青年部、女性部、非正規センター

(1) 青年部

- ① 原水爆禁止 2026 年世界大会 in 広島での青年を対象にした分科会（青年のひろば）の運営と結集を呼びかけ、被爆体験の継承、反核平和に取り組む各地の青年と交流し、大会成功に向けて尽力します。
- ② 8 月 30 日(日)に福島で開催されるふくしま集会に向けて、東京電力福島第一原子力発電所事故を知らない青年と現地で学び、原発ゼロや住民本位の復興について考える前日フィールドワークを企画し、8.30 集会成功に尽力します。
- ③ 9 月 26 日(土)～27 日(日)に開催する青年部第 39 回定期大会を成功させ、青年の仲間づくりと活動の強化、地方組織の青年組織の悩みに寄り添うサポート体制の確立と青年独自の要求運動、生活と権利を守る運動の前進をめざします。
- ④ 11 月 28 日(土)～29 日(日)に神奈川内で開催する「2026 年日本平和大会」の入門分科会運営と青年の結集を呼びかけ大会成功に向けて尽力します。
- ⑤ 12 月の青年春闘交流集会の開催に向けて、求める賃金の水準や労働環境について学習し、秋闘や来春闘にむけた青年独自要求の作成をめざします。
- ⑥ 青年部が参加する高校・大学生、青年の雇用と働くルールを求める連絡会（就職連絡会）が 12 月 10 日(木)の中央行動および学習会（予定）の成功と、就職活動ルールの徹底やワークルールの推進など、全労連の権利手帳を活用した運動を提起してすすめます。

(2) 女性部

女性部第 37 回定期大会を 9 月 5 日(土)～6 日(日)に開催し、2025 年度運動の経過と到達を振り返り、2026 年度の運動方針、課題と取り組み、2026 年秋季年末闘争方針を確認します。

2025 年の実態調査を活用し、日本政府に対して、女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求め、民法を改正し選択夫婦別姓制度を導入するように求める運動をすすめます。また、ジェンダー平等の推進と、引き続きハラスメント根絶に向けた運動など、運動参加を具体化していきます。

- ① 2025 年実態調査結果（冊子）・概要版を「対話と学びあい」に積極的に活用し、仲間を増やして要求実現をめざします。
- ② 憲法改悪を許さず、憲法を守りいかす取り組みをすすめます。
- ③ 女性部作成の「憲法をいかそう」フラッグを積極的に活用します。8 月 5 日(水)の「核兵器なくそう女性のつどい in ヒロシマ」、8 月 22 日(土)に開催される「2026 年戦争はごめん女性のつどい」を成功させ、ジェンダー平等で平和を実現しよう～「男らしさ」と戦争の関係

～を学び、戦争回避・改憲阻止の道を考えます。

- ④ 9 月 12 日(土)～13 日(日)に開催される「第 71 回日本母親大会 in 宮城」の成功に向けて取り組みます。
- ⑤ 11 月 14 日(土)～15 日(日)に開催される「第 71 回はたらく女性の中央集会 in 石川」を成功させ、ジェンダー平等の運動をすすめます。
- ⑥ 11 月 28 日(土)の婦団連総会に参加し、連携強化に努めます。
- ⑦ 12 月 8 日(金)、日本母親大会連絡会がよびかける 12.8 全国連鎖行動に結集します。
- ⑧ 27 国民春闘女性部討論集会を 12 月 13 日(日)に開催します。

(3) 非正規センター

- ① 「パート・有期法」の実効ある改正をめざし、全国から運動をつくっていきます。
- ② 27 国民春闘で「非正規春闘」を大きく展開し、均等待遇の実現・ジェンダーギャップの解消をめざし、非正規センターとしても行動を展開していきます。
- ③ 職場・地域で非正規雇用組合員が参加する活動をつくれるように、オンライン学習会を準備していきます。職場・地域ではオンライン学習会にあわせ、非正規雇用組合員の交流会を検討します。
- ④ 10 月 24 日(土)に非正規センター第 19 回定期総会を開催します。全国の仲間の参加で成功させ、当事者の組織化と運動の交流をすすめます。
- ⑤ 「非正規で働くなかまの全国交流集会」の 2028 年 6 月開催に向けて開催地や実行委員会の設定など、準備を始めます。

2026 年秋季年末闘争の主な行動計画

<2026 年>

7月28日(火) 新介護署名キックオフ集会

※8月上旬 26 人事院勧告
8月3日(月) 原水爆禁止 2026 年世界大会・広島（～6日(木)）
8月5日(火) 原水禁世界大会分科会「非核平和の世界へ、労働運動の課題と果たす役割」
8月5日(火) 核兵器なくそう女性のつどい in ヒロシマ
8月8日(土) 原水爆禁止 2026 年世界大会・長崎（～9日(日)）
8月17日(月) 公務部会「人事院勧告オンライン学習会」
8月19日(水) 総がかり行動実行委員会「19 日行動」
8月22日(土) 2026 年戦争はごめん女性のつどい
8月26日(水) マイナンバー制度反対連絡会 2026 年度総会
8月29日(土) 全国食健連第 37 回定期総会
8月29日(土) ふくしま集会プレ企画 被災地フィールドワーク in ふくしま（青年部）
8月30日(日) 原発ゼロと住民本位の復興を求める 8.30 ふくしま集会

9月3日(木) 第3回憲法闘争本部会議
9月5日(土) 第 53 回中央社会保障学校 in 盛岡（～6日(日)）
9月5日(土) 総がかり行動実行委員会「ウイメンズアクション」
9月5日(土) 第 53 回中央社会保障学校（～6日(日)）
9月5日(土) 全労連女性部第 37 回定期大会（～6日(日)）
9月7日(月) 憲法闘争全国統一宣伝行動週間（～12日(土)）
9月10日(木) 全労連共済・共済事業部会第 21 回組織代表者会議
9月12日(日) 第 71 回日本母親大会 in 宮城（～13日(月)）
9月18日(金) 「労基法の規制を強化し、長時間労働根絶・時短を求める請願署名」スタート集会
9月19日(土) 総がかり行動実行委員会「19 日行動」
9月25日(金) 労働共済連第 37 回総会、推進協議会第 18 回総会
9月26日(土) 青年部第 39 回定期大会（～27日(日)）
9月28日(月) 民間部会第 36 回定期総会
9月30日(水) 公務部会第 36 回・公務労組連絡会第 70 回定期総会

※10月1日(木)を中心に、各地方改定日にあわせて最低賃金改定周知宣伝行動

10月2日(金) 2026 年司法総行動
10月8日(木) 第1回「月1オンライン・レバカレ」（全8回予定）
10月8日(木) 日本被団協・日本原水協・原水禁国民会議 第3次署名共同提出行動
10月9日(金) ILO 第 190 号条約の請願採択をめざす意思統一集会（仮）
10月16日(金) 国民春闘共闘委員会 2027 年度年次総会
10月17日(土) 第 24 回全国介護学習交流集会
10月18日(日) 介護・ヘルパーネット第 22 回定期総会
10月22日(金) 秋の組織強化・拡大交流集会
10月23日(金) 「チェンジ全国一律最低賃金キャンペーン」学習交流集会
10月24日(土) 災害対策全国交流集会 2026・新潟（25日(日)）
10月24日(土) 非正規センター第 19 回定期総会
10月29日(木) いのちまもる総行動
10月30日(金) 労働法制中央連絡会総会

11月3日(火) 11.3 憲法大行動
11月5日(木) 「働くみんなの要求アンケート」第一次集約日

全労連第33回定期大会 【第1号議案付属議案】2026年秋季年末闘争方針（第一次案）

- 11月6日(木) 定額働かせ放題 NO! 時短を求める一斉アクション
- 11月8日(日) 全国保育大集会
- 11月〇日 学習教育担当者会議
- 11月13日(金) 全労連社会保障学習交流集会（オンライン）
- 11月13日(金) 全労連共済第16回事務局研修交流会
- 11月14日(土) 第71回はたらく女性の中央集会 in 石川（～15日(日)）
- 11月23日(月) 第17回地域医療を守る運動全国交流集会
- 11月25日(水) 2026年国民春闘討論集会（～26日(木)）
- 11月28日(土) 婦団連総会
- 11月28日(土) 2025年日本平和大会 in 神奈川（～29日(日)）

- 12月2日(火) 秋の争議支援総行動
- 12月4日(金) 秋のグリーンウェーブ集結行動・中央収穫祭
- 12月10日(木) 就職連絡会中央行動
- 12月11日(金) いの健全国センター第29回総会
- 12月11日(金) 保険証廃止から2年行動
- 12月13日(日) 27国民春闘女性部討論集会
- 12月〇日 地方・地域組織を活性化するための交流集会（仮称）

<2027年>

- 1月7日(木) 働くみんなの要求アンケート」第二次集約日
- 1月20日(水) 全労連第68回評議員会（～21日(木)）
- 1月27日(水) 27国民春闘総決起集会
- 1月27日(水) 公務部会第37回・公務労組連絡会第71回臨時総会

- 3月1日(月) 3.1 ビキニデー
- 3月8日(月) 2027年国際女性デー中央大会
- 3月11日(木) 3.11 東日本大震災16年

- 5月1日(土) 第98回メーデー
- 5月3日(月) 5.3 憲法大集会

以上